

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	東松山市 地方税等の滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、地方税等の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

徴収関連事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県東松山市長

## 公表日

令和3年9月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3									
①システムの名称	口座関連システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座情報登録機能:申請のあった口座情報の登録・廃止を行う。</li> <li>・口座情報照会機能:口座情報登録後の照会を行う。</li> <li>・口座振替依頼情報作成機能:各金融機関への口座振替依頼のため、その口座振替依頼情報を作成する。</li> <li>・口座振替結果受入機能:口座振替依頼情報をもとにした各金融機関での口座振替結果データの受け入れを行う。</li> <li>・口座振込依頼情報作成機能:各金融機関への口座振込依頼のため、その口座振込依頼情報を作成する。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] その他 (</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 (	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 (	)								
システム4									
①システムの名称	統合宛名システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基情報、住登外情報を管理する。</li> <li>・住登外情報の異動管理を行う(住所変更、氏名変更)。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー	)
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー	)								



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納整理ファイル、収納消込ファイル、口座関連ファイル、統合宛名ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者
その必要性	適切な滞納整理及び収納管理事務を行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他識別番号: 対象者を正確に特定するため</li> <li>・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 対象者の正確な特定及び通知等送付のため</li> <li>・地方税関係情報: 対象者の税額把握、口座振替の実施及び振替結果の確認のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月1日
⑥事務担当部署	総務部 収税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 課税課、保険年金課、市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署、法務局等 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 金融機関、生命保険会社、給与支払者等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 既存住民基本台帳システム )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	滞納整理及び収納管理	
④使用の主体	使用部署	総務部 収税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という)の収納・徴収に関する以下の事務に使用。 ①市税等の収納管理に関する事務 ②市税等の収納に係る閲覧及び証明基礎データ等に関する事務 ③市税等の過誤納還付金及び返還金に関する事務 ④市税等の徴収に関する事務 ⑤市税等の滞納対策に関する事務 ⑥市税等の滞納処分に関する事務 ⑦市税等の不納欠損処分に関する事務	
	情報の突合	納税義務者の課税及び収納を特定するため、個人番号を鍵として、総合行政システムの「宛名管理システム」の情報と他機関等から入手した関係情報との突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	納付書・通知書の印刷代行	
①委託内容	納付書・通知書の印刷・封入作業の代行	
②委託先における取扱者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	AGS株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	
③提供する情報	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市税等の納税義務者	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度	随時	



提供先2～5	
提供先2	番号法第19条第9号に定める各事務に係る情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	番号法第19条第9号に定める各事務
③提供する情報	番号法第19条第9号に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市税等の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先3	番号法第19条第10号に基づく条例に規定する情報照会者
①法令上の根拠	番号法第19条第10号に基づく条例
②提供先における用途	番号法第19条第10号に基づく条例に定める用途
③提供する情報	番号法第19条第10号に基づく条例に定める情報の内、賦課徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	市税等の納税義務者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	



**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

○滞納整理(滞納処分)

科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 処分日  
処分コード 処分区分 処分理由 処分取消日 処分取消区分 処分取消理由 滞納区分 滞納管理1 滞納管理2 処分調定 処分  
督促 処分延滞 作成日 更新日 更新時間 更新職員宛名番号 更新端末番号

○滞納整理(交渉記録)

番号 科目グループコード 宛名番号 入力日 入力時刻 場所 面談者 予実日 予実時刻 入金予定額 担当者宛名番号 訪問内  
容 予実結果 徴収区分 関連番号 履歴 不履行 重要度 担当氏名 内容区分 帳票コード1 帳票コード2 作成日 更新日 更新  
時間 職員番号 端末番号

○収納消込

科目コード 科目詳細コード 算定団体コード 期割団体コード 団体内外区分 調定年度 年度分 通知書番号 論理期別 収納日  
支所コード 冊号 入力連番 入力連番内連番 領収日 納付方法 収納区分 収納額 督促手数料 延滞金 前納報奨金 還付加算  
金 会計年度 会計年度督促手数料 会計年度延滞金 決算区分 歳出還付区分 OCRID 口座登録連番 充当科目コード 充当科  
目詳細コード 充当算定団体コード 充当期割団体コード 充当団体内外区分 充当調定年度 収納額から収納額 収納額から督促料  
収納額から延滞金 督促料から収納額 督促料から督促料 督促料から延滞金 延滞金から収納額 延滞金から督促料 延滞金から  
延滞金 払込日 払込時刻 本部コード 店舗コード 送金予定日 滞納管理1 滞納管理2 充当年度分 充当通知書番号 充当論理  
期別

○口座関連

宛名番号 科目コード 科目詳細コード 振替振込区分 申請自治体 申請日 適用開始日 適用終了日 金融機関コード 支店コード  
支店枝番 口座種別 口座番号 表示用口座番号 口座名義人番号 口座名義人カナ 口座名義人漢字 口座終了理由 通知書区分  
指定口座区分 口座登録連番 振替済通知書

○統合宛名

宛名番号 履歴連番 適用日 登録業務 住民票コード 世帯番号 現存区分 人格区分 国籍コード 支所コード 地区コード 行政区  
コード 班コード 小学校区コード 中学校区コード 投票区コード 算定団体コード 生年月日 和暦生年月日 表示用生年月日 性別  
市町村コード 大字コード 本番 枝番1 枝番2 自治コード 氏名かな 氏名漢字 本名かな 本名漢字 郵便番号 郵便番号BC 町  
名 番地 方書 代表者肩書 代表者氏名 電話番号 電話区分 FAX メールアドレス 郵便返却区分 登録事由 重複統一用個人番  
号 番号制度個人番号 番号制度法人番号

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
滞納整理ファイル、収納消込ファイル、口座関連ファイル、統合宛名ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	他の機関及び庁内連携で個人情報を入手する際に、対象者・対象項目以外の情報を入手しないこととする。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムでは権限での管理を行っており、必要ない情報を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[    行っている    ]            <選択肢> 1) 行っている            2) 行っていない
具体的な管理方法	システムメニューへのアクセスは、利用する必要がある職員にのみ権限を付与し、ICカード及び静脈による認証を行っている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[            十分である            ]            <選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、ディスプレイに長時間にわたって本人確認情報(特定個人情報を含む)を表示させない。</li> <li>・ディスプレイを来庁者から見えない位置に設置する。</li> </ul>	



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照会リストに基づき情報連携が認められた特的个人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特的个人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特的个人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特的个人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特的个人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの特的个人情報をどの職員がいつどういう目的で提供したのかがすべて記録される。(提供記録は7年分保管する。)</li> <li>・取得したログは定期的に確認を行う。</li> <li>・番号法及び条例上認められる提供以外行わないようにする。</li> <li>・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反	
再発防止策の内容	委託業務における契約書に盛り込まれた特定個人情報に係る特記事項による各種報告書等の提出を求めるとともに、再委託を承諾するにあたっては再委託先への実地調査等を行い、委託先及び再委託先の適正な監督を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>保管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカード及び管理簿により入室管理を行っているサーバ室内に設置されたサーバ内で保管している。</li> <li>・サーバへのアクセスは不正アクセスを禁止するため、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>消去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うこととしている。</li> <li>・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理を行い廃棄する。</li> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>		
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して情報セキュリティ研修等を実施している。</li> <li>・端末へのログインについてはICカード及び静脈認証により限られた職員のみが操作できるよう制限している。</li> <li>・特定個人情報においてはICカード及び静脈認証のほか、別途申請により参照権限を限定的に付与している。</li> <li>・各課にセキュリティリーダーを配し、セキュリティ面での情報共有を実施している。</li> </ul>	
10. その他のリスク対策		

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東松山市 総務課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-24-6123 e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東松山市 収税課 〒355-8601 住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58 電話: 0493-23-2221 FAX: 0493-23-2238 e-mail: HMY012@city.higashimatsuyama.lg.jp
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。



## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年10月31日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先1	番号法第19条第7号別表第二に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先1②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先1③提供する情報	番号法第19条第7号別表第二に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先2	番号法第19条第8号に定める各事務に係る情報照会者	番号法第19条第9号に定める各事務に係る情報照会者	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先2②提供先における用途	番号法第19条第8号に定める各事務	番号法第19条第9号に定める各事務	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先2③提供する情報	番号法第19条第8号に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報	番号法第19条第9号に定める各事務法令等に規定する地方税に関する特定個人情報の内、賦課徴収に関する情報	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先3	番号法第19条第9号に基づく条例に規定する情報照会者	番号法第19条第10号に基づく条例に規定する情報照会者	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先3①法令上の根拠	番号法第19条第9号に基づく条例	番号法第19条第10号に基づく条例	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先3②提供先における用途	番号法第19条第9号に基づく条例に定める用途	番号法第19条第10号に基づく条例に定める用途	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱ5. 提供先3③提供する情報	番号法第19条第9号に基づく条例に定める情報の内、賦課徴収に関する情報	番号法第19条第10号に基づく条例に定める情報の内、賦課徴収に関する情報	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅲ6. リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特的个人情報をリスト化したもの。	事後	番号法の改正に伴う修正
